

重要事項説明書

1.事業主体概要

事業主体名	社会医療法人 若竹会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 金子 洋子
所在地	〒300-1211 茨城県牛久市柏田町1589-3
資本金（出損金）	9,900 千円
法人の理念	1. 一人の人を大切にする慈愛の医療・福祉の活動に徹する。 2. 病者の安心を得て、地域の信頼を得る。 3. サービス業として、高度にして良質な医療と介護を提供する。 4. 医療福祉保健活動の積極的展開を果たすと共に、その連携と統合をはかる。包括的並びに全人的、医療福祉活動を目指す。 5. 職員は専門分野でのエキスパートを目指す。すなわち医学の研鑽、技術の練磨、知識の経験の習熟を果す。 6. 安定した経営が公正にして良質な医療を支えるという原則のもと、上記実践の為の適正収入を目指す。 7. 「患者さんの権利」に関する病院宣言を全職員が尊重し、実行する。
他の介護保険関連の事業	指定介護老人保健施設 指定短期入所療養介護事業 指定通所リハビリテーション事業 指定訪問看護事業 指定訪問診療 指定訪問歯科診療 指定訪問薬剤指導 指定訪問リハビリテーション事業 指定居宅介護支援事業 指定短期入所生活介護事業 指定特定施設入居者生活介護事業

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム たいせつの家
ホームの目的	落ち着いた家庭的な生活環境の中で、認知症のある方に、食事・入浴・排泄等の日常の世話及び日常生活の中で、ゆったりと楽しく自由に生活して頂く。そして“その人らしい生活”をして頂くなかで、利用者がその能力に応じて可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。
ホームの運営方針	本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が家庭的な雰囲気を加味した上での活動が望ましいため、①利用者に対する適切な介護サービス計画書の作成 ②関係機関との連絡調整 ③介護職員としての資質向上以上の3点を重点目標とする。
ホームの責任者	菊池 利香子
開設年月日	平成16年3月22日
保険事業者指定番号	0871900429
所在地、電話・FAX 番号	茨城県牛久市上柏田1丁目17番20 (電話) 029-830-8633 (FAX) 029-830-8635
交通の便	最寄り駅：JR牛久駅 交通手段：バス・タクシー等で15分
敷地概要（権利関係）	自己所有
建物概要	構造：鉄骨造り 延床面積：994.62 m ² のうち602.12 m ²
居室の概要	居室数：18室（居室床面積：平均6畳分） 収納、ベッド、エアコンあり
共用施設の概要	居間、食堂、キッチン、脱衣室、浴室、洗濯室、洗面台 便所：6箇所
緊急対応方法	社会医療法人若竹会つくばセントラル病院（医科・歯科）にて対応
防犯防災設備 避難設備等の概要	緊急通報設備、自動火災報知機、非常誘導灯、消火器
損害賠償責任保険加入先	保険会社：損保保険ジャパン日本興亜損保株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	2人		2			介護支援専門員 介護福祉士	認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成 担当者	2人		2			介護支援専門員 介護福祉士	介護支援専門員 認知症介護実践研修
介護従事者	18人	12	2	4		介護福祉士 実務者研修修了 初任者研修修了	認知症介護実践研修

4. 勤務体制

昼間の体制	1ユニット3人うち 早出(7:00～16:00)1人 遅出(13:00～22:00)1人
夜間の体制	2人 宿直・夜勤の別：夜勤

5. 利用状況

利用者数	1ユニットあたり定員9人 (ユニット数：2ユニット) 総定員 18人
------	------------------------------------

6. 事業所を利用するにあたっての留意事項

- (ア) 貴重品はなるべく持ち込まないで下さい。
- (イ) 個人の持ち物には必ず名前をご記入ください。
- (ウ) ご住所、ご連絡先、保険証等の変更がある場合、必ず職員までご連絡ください。
- (エ) 利用料は、毎月締めで10日前後に請求書を郵便させていただきます。お支払方法は、現金、振り込み、口座自動引き落とし (I-NET) (W-NET)となっております。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、要介護度別に応じて定められた金額が自己負担となります。
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。 料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供（家賃）	2,060円/日
食事の提供	1,620円/日 食材費・おやつ・お茶等を含む

個人消耗品の費用	別紙の水道光熱費及びその他（オムツ・リネンレンタル等）、個人で使用了品は実費精算で自己負担となります。
敷金	200,000円／ 初回契約時 退去時現状回復費用及びクリーニング代を差し引いた金額をお返し致します。

利用料金：認知症共同生活介護費・短期利用共同生活介護費の介護保険法に準じます。

***料金の詳細については（別紙1）に記載します。**

8. 協力医療機関

協力医療機関名	社会医療法人若竹会 土浦リハビリテーション病院 在宅支援診療所
主な診療科目	内科、脳神経外科、
協力医療機関名	社会医療法人若竹会 つくばセントラル病院 社会福祉法人若竹会 セントラル総合クリニック
主な診療科目	内科、循環器内科、心療内科、外科、消化器科、整形外科、小児科、眼科、泌尿器科、麻酔科、産婦人科、歯科、歯科口腔外科、皮膚科、脳神経外科、神経内科、呼吸器科、放射線科、リハビリテーション科等

9. 訪問看護事業所との連携

訪問看護事業所名	社会医療法人若竹会 ゆうあい訪問看護ステーション
----------	--------------------------

10. 苦情相談機関

苦情相談窓口	箱石 京子
連絡先・電話番号	連絡先：グループホーム たいせつの家 (電話) 029-830-8633 (FAX) 029-830-8635
外部相談窓口	牛久市役所 高齢福祉課
連絡先・電話番号	(電話) 029-873-2111
外部相談窓口	茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課
連絡先・電話番号	(電話) 029-301-1565 (FAX) 029-301-1579
苦情処理責任者	菊池 利香子

11. サービス利用にあたっての留意事項

- ①利用者は、管理者その他の従業者による指導又は指示に従うとともに、事業所内における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
- ②利用者は、外出を希望する場合は、所定の手続きにより管理者に届け出ること。
- ③利用者は、事業所の整理、整頓その他環境衛生を保持するため、事業所に協力すること。
- ④利用者は、事業所が定める遵守事項に従うこと。

1 2. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

1 3. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

1 4. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 5. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また退職後においてもこれからの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 6. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 7. 高齢者虐待防止

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、以下の項目に取り組みます。
高齢者虐待防止の指針を整備します。また、高齢者虐待防止の対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。職員に対して、人権擁護、虐待
防止等の研修を定期的
に開催します。この取組を適切に実施するために高齢者虐待防止の担当者
をおきます。

1 8. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限する身体拘束を行わないことを約束します。
但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族
へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並び
に緊急やむを得ない理由について記録します。職員に対して、勉強会を定期的
に開催します。

1 9. ハラスメントについて

利用者に対してより良い介護サービスを提供できる環境を確保するとともに、介護現場で働く職
員の安全を確保し、安心して働き続けられる労働環境を築けるようハラメントの防止に向け取
り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相 当な範囲を超え
る行為を許容しません。

・身体的な力を使って危害を及ぼす行為 ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 ・意に沿わない性的言動や好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為等は、当該法人職員、取引先事業者、利用者及びその家族等が対象となります。

職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修を実施します。

また、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

20. 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。また、共同生活住居において感染症が発生、又はまん延しないように措置を講じます。

- ・事業所における感染症の予防及びまんまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための指針を整備します。
- ・事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

21. 業務継続計画(BCP)の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下[BCP]という）を策定し、当該BCPに従い必要な措置を講じます。従業員に対し、BCPについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更をします。

22. 地域との連携

事業所は、周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、市町村の職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。2ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けています。

23. 損害賠償について

事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

2 4. 個人情報の利用目的について

事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的は以下の通りとなります。

○ 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

- ・ 事業所が利用者等に提供するサービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 管理・会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 当該利用者へのサービスの向上
- ・ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携
照会への回答
- ・ 利用者の主治医またはかかりつけ医との連携
- ・ 家族等への心身の状況説明

○ 上記以外の利用目的

- ・ 事業所の管理業務のうちサービスや業務の維持・改善
- ・ 事業所において行われる学生の実習への協力
- ・ 事業所において行われる事例研究
- ・ 外部監査機関等への情報提供

(サービス提供者：甲、家族：乙) 乙は、甲がサービスを提供するにあたり必要な限度で、甲が個人に関する情報を用いることに同意し、下記の項目について掲載を同意します。

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 室内掲示用ポスター（写真のみ） | (します・しません) |
| 2. 新聞等発行（写真、氏名など） | (します・しません) |
| 3. ビデオ撮影（行事、発表会等） | (します・しません) |

2 5. 短期利用共同生活介護について

(利用基準)

- ・ 認知症対応型共同生活介護約款の第4条と同様になります。

(定員)

- ・ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を使用するものであります。この場合において、短期利用共同生活介護を利用できる利用者の人数は1ユニット1名となります。

(期間)

- ・介護支援専門員の居宅介護計画に基づき、利用期間は30日以内となります。

(送迎)

- ・原則、家族での対応となります。

(その他)

- ・入院中の入居者の同意があれば、家具等を別の場所に保管するなど、当該入居者のプライバシー等の配慮を行った上で、その居室を短期利用で利用させていただきます。

この場合、入院中の入居者から家賃相当額を徴収せず、短期利用共同生活介護の利用者より家賃相当額を徴収させていただきます。

附則

1. この規程は、平成16年03月22日から施行する。
1. この規程は、平成17年05月30日から施行する。
1. この規程は、平成18年04月01日から施行する。
1. この規程は、平成19年05月01日から施行する。
1. この規程は、平成21年04月01日から施行する。
1. この規程は、平成21年11月01日から施行する。
1. この規程は、平成22年02月23日から施行する。
1. この規程は、平成22年04月01日から施行する。
1. この規程は、平成22年10月01日から施行する。
1. この規程は、平成24年04月01日から施行する。
1. この規程は、平成25年05月01日から施行する。
1. この規程は、平成25年10月01日から施行する。
1. この規程は、平成26年04月01日から施行する。
1. この規程は、平成27年04月01日から施行する。
1. この規程は、平成30年04月01日から施行する。
1. この規程は、平成30年09月01日から施行する。
1. この規程は、令和 3年04月01日から施行する。
1. この規程は、令和 5年10月01日から施行する。
1. この規程は、令和 6年04月01日から施行する。
1. この規程は、令和 6年08月01日から施行する。
1. この規定は、令和 8年01月01日から施行する。